

南部大阪都市計画景観地区の変更（羽曳野市決定）

当初：平成 28 年 1 月 4 日 市告示第 2 号

都市計画景観地区を次のように変更する。

変更：令和 2 年 3 月 2 日 市告示第 60 号

名称		古市古墳群周辺景観地区	
面積		約 179ha	
地区区分	名称	古墳近傍地区	古墳群周辺地区
	面積	84ha	95ha
建築物の形態意匠の制限	一般基準	<p>(地形・自然特性に関する基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然が広がる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の形態意匠は、周辺の農地や地形、植栽、水辺空間等の自然特性に配慮し、地域全体として一体的な景観の向上に資するものとする。 <p>(歴史・文化特性に関する基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな歴史を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の形態意匠は、古墳と隣接する寺社や街道等といった歴史・文化特性に配慮し、地域全体として一体的な景観の向上に資するものとする。 <p>(市街地特性に関する基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな古市古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の形態意匠は、住宅地においては緑化を推進するなど落ち着いたものとし、また地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道等においては、にぎわいの創出に寄与するとともに、緑化の推進等によりうるおいの感じられるものとする等、地域全体として一体的な景観の向上に資するものとする。 	
	項目別基準	通り外観	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないような外観意匠とすること。 古市古墳群周辺の景観になじまない、著しく突出した外観意匠としないこと。 道路に面する敷際は、植栽により修景する等、緑を適切に配置し、古市古墳群周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮する等、古墳と周辺環境との一体感を阻害しないような外観意匠とすること。
		屋根・壁面	<ul style="list-style-type: none"> 適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、周辺からの背景となる古墳への見え方、スカイラインに配慮した意匠とすること。 古市古墳群周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない

		こと。																							
	色彩	<p>・外壁及び屋根等の基調となる色彩は、古市古墳群周辺の景観に配慮し、落ち着きが感じられ、著しく派手なものとしなすこと。</p> <p>【大規模建築物における外壁】</p> <p>・ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次のとおりとすること。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等の素材で仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="746 562 1169 808"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y R系</td> <td>6以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>Y、R系</td> <td>6以上</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>6以上</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・サブカラーを用いる場合は、外壁各面の面積の 1/3 以下の範囲で使用するものとし、ベースカラーと調和した色彩とすること。</p> <p>・アクセントカラーを用いる場合は、サブカラーの面積と合計して 1/3 以下となる、外壁各面の面積の 1/20 以下の範囲で使用するものとする。</p> <p>【中規模建築物及び小規模建築物における外壁】</p> <p>・ベースカラーとして用いる色彩の範囲は次のとおりとすること。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等の素材で仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="746 1240 1169 1440"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y R系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y、R系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>・サブカラーを用いる場合は、外壁各面の面積の 1/3 以下の範囲で使用するものとし、ベースカラーと調和した色彩とすること。</p> <p>・アクセントカラーを用いる場合は、サブカラーの面積と合計して 1/3 以下となる、外壁各面の面積の 1/20 以下の範囲で使用するものとする。</p> <p>【屋根】</p> <p>・屋根の色彩は、中規模建築物及び小規模建築物における外壁の色彩の範囲で低明度低彩度とする等、周辺の景観や壁面と調和した色彩とすること。</p> <p>【門及び塀】</p> <p>・門及び塀に用いる色彩の範囲は次の通りとし、建築物の外壁と調和</p>	色相	明度	彩度	Y R系	6以上	4以下	Y、R系	6以上	3以下	その他	6以上	2以下	無彩色	6以上	—	色相	彩度	Y R系	6以下	Y、R系	4以下	その他	2以下
色相	明度	彩度																							
Y R系	6以上	4以下																							
Y、R系	6以上	3以下																							
その他	6以上	2以下																							
無彩色	6以上	—																							
色相	彩度																								
Y R系	6以下																								
Y、R系	4以下																								
その他	2以下																								

		<p>したものとする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等の素材で仕上げられる部分の色彩は、この限りではない。</p> <table border="1" data-bbox="742 369 1173 571"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y R系</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y、R系</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y R系	6以下	Y、R系	4以下	その他	2以下
色相	彩度									
Y R系	6以下									
Y、R系	4以下									
その他	2以下									
	<p>附属建築物 ・ 建築設備</p>	<p>・ 附属建築物や建築設備は、敷地の外から見えにくい配置とし、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような意匠とすること。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>1 大規模建築物は、第1号から第4号に掲げる規模のいずれかに該当する建築物をいう。</p> <p>(1) 建築物の高さが15mを超えるもの</p> <p>(2) 地上6階以上のもの</p> <p>(3) 延べ面積が3,000㎡を超えるもの</p> <p>(4) 建築面積が2,000㎡を超えるもの</p> <p>2 中規模建築物は、大規模建築物に該当するものを除き、第1号から第3号に掲げる規模のいずれかに該当する建築物をいう。</p> <p>(1) 建築物の高さが10mを超えるもの</p> <p>(2) 地上4階以上のもの</p> <p>(3) 延べ面積が500㎡を超えるもの</p> <p>3 小規模建築物は、大規模建築物及び中規模建築物のいずれにも該当しない建築物をいう。</p> <p>4 ベースカラーは、外壁の大部分を占める色彩をいう。</p> <p>5 サブカラーは、ベースカラーに対し補助的に用いる色相の近い色彩をいう。</p> <p>6 アクセントカラーは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色をいう。</p> <p>(制限の適用除外)</p> <p>1 次に該当する建築物で、市長が当該建築物が存する地域の良い景観の形成に支障がないと認めるものは、その認定の範囲内において、形態意匠の制限を適用しないことができる。</p> <p>(1) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際に現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物で、当該都市計画に定められた内容に適合しない部分を有するもののうち、増築又は移転に係るもの（増築にあつては、当該増築をする部分以外の部分に限る。）</p>								

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」